| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三一八四 | 滝ケ原駐屯地 | 御殿場市 | | 国有 |
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | | 国有 |
| 五〇三九 | 横瀬貯油所 | 西海市 | | 国有 |
| 五〇三九 | 横瀬貯油所 | 西海市 | | 国有 |
| 六〇四四 | キャンプ瑞慶覧 | 沖縄県中頭郡北中城村 | | 国有 |
| 六〇四四 | キャンプ瑞慶覧 | うるま市 | | 国有 |
| 六〇四四 | キャンプ瑞慶覧 | 宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町、北中城村 | | 国有 |

土地：四〇〇平方メートル
訓練施設として追加提供する。
陸上自衛隊滝ケ原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

工作物：航空保安無線施設
航空保安無線施設として追加提供する。

土地：約六〇、〇〇〇平方メートル
建物：約一一、〇〇〇平方メートル
工作物：門等
整備用格納庫等として追加提供する。

建物：約一、六〇〇平方メートル
工作物：門等
消防署等として追加提供する。

工作物：下水等
防災施設として追加提供する。

工作物：電話線路
通信ケーブルとして追加提供する。

建物：約五六、〇〇〇平方メートル
工作物：門等
海軍病院等として追加提供する。

◎使用区域変更

五〇二九　佐世保海軍施設

第一区域の乙区域及び第三区域のうち、次の区域に含まれる区域を第一区域の甲区域とする。

次の(1)から(22)までの各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域。ただし、(1)と(2)の点を結ぶ線は陸岸又は構築物とし、(3)と(4)、(12)と(13)、(16)と(17)及び(19)と(20)の各点を結ぶ線は、(23)、(24)、(25)及び(26)の点をそれぞれ中心とした半径五十メートルの弧とする。

(1) 北緯三三度〇四分五三・八秒、東経一二九度四三分〇七・二秒
(2) 北緯三三度〇五分〇七・八秒、東経一二九度四二分四五・六秒
(3) 北緯三三度〇五分〇九・一秒、東経一二九度四二分四六・六秒
(4) 北緯三三度〇五分〇九・二秒、東経一二九度四二分四九・一秒
(5) 北緯三三度〇五分〇七・七秒、東経一二九度四二分五一・一秒
(6) 北緯三三度〇五分〇七・一秒、東経一二九度四二分五二・〇秒
(7) 北緯三三度〇五分〇六・六秒、東経一二九度四二分五二・六秒
(8) 北緯三三度〇五分〇五・八秒、東経一二九度四二分五三・八秒
(9) 北緯三三度〇五分〇五・四秒、東経一二九度四二分五四・四秒
(10) 北緯三三度〇五分〇四・八秒、東経一二九度四二分五五・一秒
(11) 北緯三三度〇五分〇三・七秒、東経一二九度四二分五六・七秒
(12) 北緯三三度〇五分〇二・〇秒、東経一二九度四二分五九・一秒
(13) 北緯三三度〇四分五九・七秒、東経一二九度四二分五九・三秒
(14) 北緯三三度〇四分五九・二秒、東経一二九度四二分五八・八秒
(15) 北緯三三度〇四分五八・〇秒、東経一二九度四三分〇〇・四秒
(16) 北緯三三度〇四分五八・五秒、東経一二九度四三分〇〇・九秒
(17) 北緯三三度〇四分五九・〇秒、東経一二九度四三分〇一・九秒
(18) 北緯三三度〇四分五九・〇秒、東経一二九度四三分〇二・〇秒
(19) 北緯三三度〇四分五九・四秒、東経一二九度四三分〇三・九秒
(20) 北緯三三度〇四分五八・二秒、東経一二九度四三分〇六・三秒
(21) 北緯三三度〇四分五六・七秒、東経一二九度四三分〇六・七秒
(22) 北緯三三度〇四分五五・四秒、東経一二九度四三分〇七・〇秒
(23) 北緯三三度〇四分五七・八秒、東経一二九度四三分〇四・四秒
(24) 北緯三三度〇四分五七・四秒、東経一二九度四三分〇二・三秒
(25) 北緯三三度〇五分〇〇・七秒、東経一二九度四二分五七・八秒
(26) 北緯三三度〇五分〇七・九秒、東経一二九度四二分四七・八秒

**○中部地方整備局告示第十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十三号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 豊橋市船渡町字尾山下二一番一から同市神野新田町字沖ノ島二六番一まで | 前 | 一〇・三〇～七八・八〇メートル | 一・四七四キロメートル |
| | 後 | 一〇・三〇～七八・八〇 | 一・四七四 |

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

**○中部地方整備局告示第十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

中部地方整備局長　梅山　和成

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十三号 | 豊橋市大崎町字東山田九九番一から同市神野新田町字子ノ割二五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中部地方整備局及び同局名四国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年二月四日十五時

**○九州地方整備局告示第十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月四日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　宮崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第千五百六十号宮崎広域都市計画公園事業九・六・一号宮崎県総合運動公園
三　事業施行期間　自昭和五十九年十一月二十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし